

議案第28号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

風致地区内で特定の行為を行う場合の許可を不要と認めている機関の名称が変更されたことに伴い、該当条文を改めるもの。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(許可を要する行為) 第2条 (略) 2 (略) 3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 国立研究開発法人森林総合研究所</u> (10) (略)	(許可を要する行為) 第2条 (略) 2 (略) 3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 国立研究開発法人森林研究・整備機構</u> (10) (略)	改正